

# UBC情報

発行： 2021年9月1日

No. 255

Selected Clients & Professionals Relationship

## ～河野会計事務所からのお知らせ～

本年10月1日から「適格請求書（インボイス）発行事業者」の登録申請が始まります。

令和5年10月から、消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」の導入により、「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

### トピックス

## 8月から適用開始となった主な制度等は

◎産業競争力強化法等の改正……\*カーボンニュートラルやデジタルトランスフォーメーション、コロナ禍の厳しい経営環境で事業再構築に取り組む企業に税制支援（投資促進税制、繰越欠損金の控除上限の特例）などを行う「事業適応計画」の認定制度、\*経営力向上計画の認定を受けた中小企業がM&Aを実施した場合に、設備投資減税や準備金積立の措置が活用できる「経営資源集約化税制」、\*経営承継円滑化法に基づく認定を受けることで、所在不明株主の株式買取り等の手続きに必要な期間を1年に短縮する会社法の特例、などの制度が施行されます。

◎業務改善助成金の特例的な要件の拡充……中小企業が事業場内最低賃金を一定額以上引上げて、生産性向上のための設備投資などを行った場合に費用の一部を助成する制度について、「45円コース」を設けるとともに、新型コロナにより特に業況が厳しい企業の賃金引上げ対象人数に「10人以上」の区分を増設し、助成上限額を600万円に拡大します。

◎医薬品医療機器等法（薬機法）の改正……医薬品等の広告について、効能や効果などの虚偽・誇大広告を行った場合に、対象商品の売上の4.5%を課徴金として納付させる制度の導入などが実施されます。

◎介護保険制度の改正……\*介護サービスを利用した際、負担限度額を超えた分を払戻す高額介護サービス費について、利用者又は同一世帯に課税所得380万円（年収約770万円）以上の65歳以上の方がいる場合は負担限度額を引上げ、\*介護保険施設を利用する低所得の方への補足給付について、認定要件である預貯金額の見直しや、一定以上の収入等がある方の食費の負担限度額を上げます。

	区 分	負担の上限額（月額）
新設	課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	140, 100円（世帯）
	課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～ 課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満	93, 000円（世帯）
	市町村民税課税～課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満	44, 400円（世帯）
	世帯の全員が市町村民税非課税	24, 600円（世帯）
	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方等	24, 600円（世帯）
		15, 000円（個人）
	生活保護を受給している方等	15, 000円（世帯）



## 令和2年度のふるさと納税は6725億円

総務省が公表した「ふるさと納税に関する現況調査」によると、令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）に行われたふるさと納税は、全地方団体の合計で受入額が約6,725億円（前年度比1.4倍）、受入件数が約3,489万件（同1.5倍）と、ともに過去最高となりました。

また、令和2年中に行ったふるさと納税により令和3年度分の住民税から控除を受けた方は約552万人（同1.3倍）で、その控除額は約4311億円（同1.2倍）でした。このうち、確定申告を行わなくても控除が受けられるワンストップ特例制度を適用した方は約271万人（控除額は約1,535億円）となっています。

## 事業再構築補助金の第3回公募からの変更点

新型コロナの影響が長期化する中で、新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む中小企業等を支援する「事業再構築補助金」の第3回公募が開始されました（申請受付は8月下旬開始予定）

第3回公募から、①最低賃金引上げに向けた支援として、特に業況が厳しく最低賃金+30円以内の従業員が一定割合以上の事業者を対象とした「最低賃金枠」や、従業員数101人以上で継続的な賃金引上げなどに取り組む事業者を対象とした「大規模賃金引上げ枠」の創設、②通常枠の補助上限額を従業員数に応じて最大8千万円まで上げる、③売上高10%減少要件の対象期間を令和2年4月以降に拡大する、などの変更があります。

## 国税の滞納残高が22年ぶりに増加

国税庁によると、令和2年度における国税の滞納残高は、新規発生滞納額（5,916億円）が滞納整理した額（5,184億円）を上回ったことから、8,286億円（前年度比9.7%増）となり、22年ぶりに増加しました。これは、新型コロナの影響で納税が困難な事業者の特例猶予に最優先で取り組み、滞納整理額が減少したことなどが要因です。

なお、滞納とは国税が納期限までに納付されず督促状が発付されたものをいい、特例猶予を適用中のものは含まれません。



～編集後記～

8月中旬より雨の日が多く、お盆が過ぎて朝夕の気温が下がってきました。寒暖の差が激しくなりましたので、風邪などひかないよう体調管理に気をつけて下さい。皆様が健康でありますように心からお祈り申し上げます。

## 新型コロナワクチン接種についてのお知らせ 接種が受けられる時期

接種を行う期間は、令和3年2月17日から令和4年2月末までの予定です。医療従事者等や、高齢者への接種に続き、基礎疾患を有する方や一般の方への接種が進んでいます。

これからもワクチンの供給や接種が進んでいきますので、今の時点で接種の予約が取れない方も、今後、順次接種いただくことができます。

## 接種回数と接種の間隔

2回の接種が必要です。

▷ファイザー社のワクチン：標準として、1回目の接種から3週間後に2回目を接種します。

▷武田/モデルナ社のワクチン：標準として、1回目の接種から4週間後に2回目を接種します。

▷アストラゼネカ社のワクチン：標準として、1回目の接種から4～12週間後に2回目を接種します。ただし、最大の効果を得るためには、8週以上の間隔をおいて接種することが望ましいとされています。

標準の接種間隔を超えても、2回目の接種を受けることができます。接種できる間隔の上限が決められているわけではありません。接種を1回目からやり直す必要はありませんので、なるべく早く、2回目の接種を受けていただくことをお勧めします。

## 夫婦共同扶養の場合における扶養認定基準

共働き世帯が増えたことにより、年収がほぼ同じ夫婦の子について、どちらの健康保険の被扶養者とするかという問題がありました。取り扱い基準を明確化した「夫婦共同扶養の場合における扶養認定基準」が発出され、本年8月1日から適用されることになりました。

基本的には、被扶養者の数にかかわらず、被保険者の年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの）が多い方の被扶養者となります。

また、夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者となります。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>





# UBC社福 情報

No. 255

発行：2021年  
9月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717

FAX：0836-33-6753

Mail：info@ubc-net.com

URL：http://ubc-net.com

所属：(一財)総合福祉研究会

(一社)全国地域医業研究会

## 人材確保

適合宣言をしている職員紹介事業者は356社、903事業所  
～「医療・介護・保育分野適合宣言紹介事業者」が更新されました～

「医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言」について

＊＊趣旨・目的＊＊

医療・介護・保育分野については、人材確保が困難であることや、紹介された就職者の早期離職が指摘されています。

そのため、医療・介護・保育分野において、職業安定法及び職業安定法に基づく指針を遵守していく職業紹介事業者を見える化する取組として、「医療・介護・保育分野適合紹介事業者宣言」が創設されています。(R2.1.15～開始)

・8月19日に厚生労働省は、同日現在の「医療・介護・保育分野適合宣言紹介事業者」を公表しました。具体的には、厚生労働省が運営する人材サービス総合サイトに、自社の紹介実績等の情報として、①各年度(4月1日～翌年の3月31日)に就職した者の数、②そのうち無期雇用就職者数、③無期雇用就職者数のうち就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職した者の数、④無期雇用就職者数のうち就職から6か月以内に解雇以外の理由で離職したかどうか判明しなかった者の数、⑤手数料に関する事項(手数料表の内容)、⑥返戻金制度の導入の有無及び導入している場合はその内容、等の情報を登録する制度です。

8月19日現在の適合宣言紹介事業者数は、356事業主、903事業所でした。事業所数を都道府県別に見ると、東京都が最も多くて143事業所、次いで大阪府の73事業所、以下神奈川県58事業所、愛知県の56事業所、福岡県の44事業所です。逆に少ないのは、和歌山県の1事業所、次いで鳥取県の2事業所、以下奈良県と山口県の3事業所、島根県の4事業所です。

事業所数が多い事業主の上位10社を集計したのが下記参考資料です。上位10社で371事業所、全体の40%を占めています。その一方で1法人1事業所も307社、34%あります。

この制度そのものは自己申告であり、法的な保証も強制力もありません。しかしこのような制度等を活用することにより、紹介業者の質の向上が図られていくことを期待します。(総合福祉研究会)

参考資料「医療・介護・保育分野適合紹介事業者」のうち事業所数の多い10社

No	法人名	職業紹介許可番号	事業所数
1	株式会社パソナ	13-ユ-010444	97
2	マンパワーグループ株式会社	14-ユ-010068	54
3	アデコ株式会社	13-ユ-010386	47
4	株式会社ツクイスタッフ	14-ユ-300992	39
5	株式会社グロップ	33-ユ-010063	31
6	株式会社日本教育クリエイト	13-ユ-080558	29
7	株式会社マイナビ	13-ユ-080554	22
8	株式会社ニッソーネット	27-ユ-020166	18
9	株式会社メディカル・プリンシプル社	13-ユ-040295	17
10	株式会社ナースパワー人材センター	43-ユ-010011	17

(問)

・処遇改善計画書及び実績報告書において基準額1、2（前年度の（介護職員の）賃金の総額）及び基準額3（グループ別の前年度の平均賃金額）の欄が設けられているが、実績報告書の提出時において、基準額1、2及び3に変更の必要が生じた場合について、どのように対応すればよいか。

(答)

・処遇改善加算及び特定加算（以下「処遇改善加算等」という。）については、原則、当該事業所における処遇改善加算等により賃金改善を行った総額が、処遇改善加算等による収入額を上回る必要があり、実績報告においてもその点を確認しているところ。

・当該事業所における処遇改善加算等により賃金改善を行った総額については、

①前年度の賃金の総額（基準額1、2）

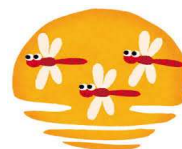
②処遇改善加算又は特定加算による賃金改善を含めた当該年度の賃金の総額

を比較し計算することとしているが、①について職員構成や賃金改善実施期間等が変わることにより、修正が必要となった場合や、②について経営状況等が変わった場合、以下の取扱いが可能である。

＜①について職員構成や賃金改善実施期間等が変わることにより、修正が必要となった場合＞

当該年度において、勤続年数が長い職員が退職し、職員を新規採用したこと等により、前年度と職員構成等が変わった場合や賃金改善実施期間が処遇改善計画書策定時点と変わった場合等に、処遇改善計画書に記載した前年度の賃金の総額が、②と比較するに当たっての基準額として適切ではなくなる場合がある。

通常は、処遇改善計画書の変更の届出を行い、基準額1、2の額を推計することにより修正することとなるが、この場合は、実績報告書の提出時において、変更前後の基準額と合理的な変更理由を説明することで差し支えない。（令和2年度実績報告書においては、説明方法は問わないが、令和3年度においては、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号）で示した実績報告書（様式3-1）の「⑥その他」に記載されたい。なお、これは、基準額3についても同様である。（令和3年3月19日連絡Q&A参照）（厚生労働省）



・新型コロナウイルス感染の拡大により濃厚接触者も急増している中、感染者に対する医療提供を確保するため、厚生労働省は8月13日付で事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」を発出、その中で新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療従事者については、ワクチン2回接種済みでPCR検査結果等が陰性であるなどの要件を満たし、かつ十分な感染対策等の注意事項を満たす場合には、新型コロナウイルス感染症対策に従事することは不要不急の外出には当たらず、14日間の自宅待機をしなくともよいとしました。

この通知を受け、日本医師会、日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会の医療関係5団体と全国老人保健施設協会、全国老人福祉施設協議会は、感謝の意を表するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療従事者のみならず、各地域における継続的な医療・介護の提供のため、すべての医療従事者・介護従事者に対しても同様の対応を求める要望書を、8月18日に7団体連名で厚生労働大臣あてに提出しました。

厚生労働省は同日付で8月13日の事務連絡を一部改正、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療従事者に限定していた対象者を広く「医療従事者」とするとともに、注意事項の見直しを行いました。しかし、介護従事者等への緩和はされませんでした。

介護施設等での更なる感染拡大は食い止めなくてはなりません、利用者に対する介護サービス提供体制の確保も重要です。更なる見直しの検討も必要ではないかと考えます。（総合福祉研究会）